

竹原市耐震改修促進計画(第2期計画) 概要版

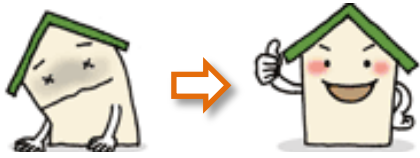





1. 計画概要

本計画は、耐震改修促進法及び国の基本方針に基づき、広島県耐震改修促進計画(第2期計画)を上位計画として、市内における建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための計画です。

2. これまでの取り組み (第1期計画) 計画期間平成19年度～平成27年度

(1) 民間建築物の耐震化への取組を促す環境の整備

- ・民間所有の住宅・建築物の耐震化の推進

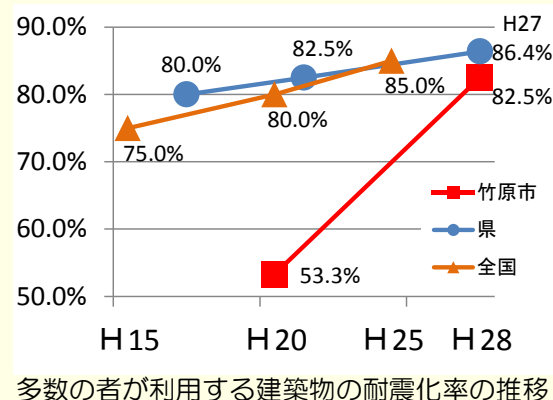
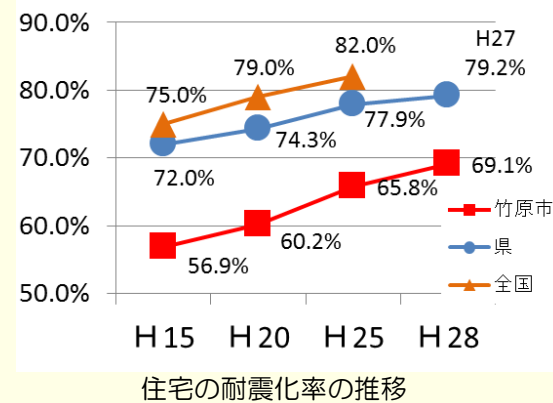
民間住宅*の耐震化率(耐震性のある建物の割合)	多数の者が利用する民間建築物の耐震化率
H15年 56.9% → H28年 69.4%*(+12.5%)	H20年 67.1% → H28年 82.5%(+15.4%)
*民間住宅のみで69.4%、市営住宅を含めた全体は69.1%	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>幼稚園等</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>病院</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>老人ホーム等</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p>ホテル・旅館</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>美術館・図書館等</p>  </div> </div> <p>(例)</p>

- ・パンフレット、ホームページ、広報紙等による耐震化に関する知識の普及啓発
- ・耐震化に関する相談体制の整備
- ・耐震診断・耐震改修補助制度、木造住宅耐震診断設計資格者登録制度の創設

(2) 多数の者が利用する市有建築物の計画的な耐震化

- ・市有建築物の耐震化の推進：【耐震化率】H20年 42.1%→H28年 82.5% (+40.4%)

3. 耐震化の現状



<本市の現状>

- ・住宅の耐震化率(H28年 69.1%)は国(H25年 82.0%)や県(H27年 79.2%)に比べ低い。
- ・本市の住宅の特徴：
 - ①耐震性不足の旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に建築)の住宅が多い
 - ②木造住宅の割合が高い
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率(H28年 82.5%)は、国(H25年 85.0%)や県(H27年 86.4%)と比較してやや低い。

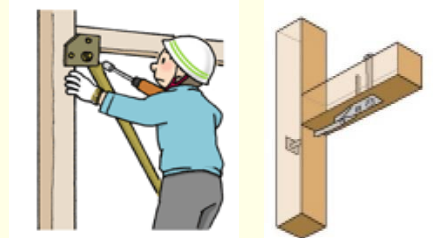


平成28年4月熊本地震での住宅被害(益城町)

4. 第2期計画の概要 (計画期間 平成29年度～平成32年度)

(1) 耐震化の目標

住宅の耐震化率の目標値			
	竹原市	国	広島県
現状	69.1% (H28年)	82% (H25年)	79.2% (H27年)
目標:2020年度末 (平成32年度末)	75%	95%	85%



金物補強

多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標値

	竹原市	国	広島県
現状	82.5% (H28年)	85% (H25年)	86.4% (H27年)
目標:2020年度末 (平成32年度末)	90%	95%	92%



耐震ブレース

(2) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建物の防災対策上重要であり、また大地震によって生じる甚大な被害の軽減対策として有効であるという基本的な認識に基づき、耐震化の促進を図るため以下の事項の実施に努めることとします。

●竹原市

- 市有建築物の耐震診断・改修を推進する。
- 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修への支援制度について検討し、創設に取り組む。
- 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修への支援制度について検討し、創設に取り組む。
- 南海トラフ巨大地震等に備えるべきことを県、消防や関係部局等と連携し、幅広い媒体を活用して積極的に広報する。
- 非構造部材の補強等の総合的な普及啓発を行う。
- 耐震診断・改修の相談体制の整備や情報提供の充実を図る。
- 地震防災マップの作成に努める。
- 地震防災の情報提供の充実を図る。
- 県及び関係団体との連携体制を構築し、耐震化促進・敷地の安全性の情報提供、知識の普及・啓発等を行う。

●民間の建物所有者等

- 建築物の所有者は、耐震化の対策を自らの問題だけでなく、地域全体に関わる問題として捉え、自らの責任においてその建物の安全性の確認・確保に努める。
 - 建築物の所有者は、自発的に耐震診断・改修を行うように努める。
 - 総合的な地震対策として、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス・外壁タイル・屋根瓦、屋外広告物等の落下防止対策を行うように努める。
 - 地震に備えて、地震保険の加入や家具の転倒防止対策を実施するように努める。

●建築関係団体等

- 建築関係団体等は、専門家としての立場から総合的に適切な助言を行うとともに、行政と連携を図り、耐震化を行う建築物の所有者に対して適切な技術的支援を行う。
 - 耐震診断・改修の相談窓口を設ける。
 - 耐震診断・改修の情報提供、知識の普及・啓発を行う。
 - 耐震診断・改修に関する講習会を開催する。
 - 耐震診断・改修の工法開発に努める。